

松江湖畔公園（岸公園）新規出店エリア利活用社会実験 事業者募集要項

1 事業の背景及び目的

本市では、松江湖畔公園（岸公園）（以下、「岸公園」という。）を市民の憩いの場、観光客が訪れる観光スポットとして整備・維持管理を行っています。令和5年度には、公園の利便性や公園の魅力を高める取り組みの一環として、新たに「新規出店エリア」を整備しました。

この新規出店エリアは、公園利用者の回遊性や滞在時間の向上による賑わいの創出を目的として、民間の力により柔軟な利活用が行われることを期待して整備したものです。

現在、岸公園においては「宍道湖サンセットベース」や「キッチンカーエリア」における出店により、同公園の価値向上、賑わいの創出がなされているものと考えていますが、更なる価値の向上、賑わいづくりに寄与する業種の可能性を探る必要があります。新規出店エリアにおいて、利用者ニーズや公園の公共性・安全性、近隣環境との調和など、多面的な観点から検証を行うための社会実験に参加いただける出店事業者を募集します。

なお、本社会実験終了後、結果を踏まえた公募型プロポーザルを実施し、改めて出店事業者を決定いたします。

2 岸公園の概要

所 在	松江市袖師町4番1
面 積	28,000㎡
所有者	松江市
管理者	松江市
その他	駐車場8台、公衆トイレあり

3 新規出店エリアの概要

所 在	松江市袖師町4番1（岸公園内、下図赤枠部分）
敷地面積	計18㎡（3m×3m×2区画）
設 置 者	松江市
そ の 他	電気、給排水設備整備済み （但し、接続工事に係る費用は出店事業者負担）

※1区画（9㎡）を超えて出店を希望する場合は、市と協議の上、許可します。

※応募者多数の場合、市と協議の上、事業内容等に応じて芝生エリア（電気・給排水設備未整備）も対象区域とします。

※詳細については、下図及び添付資料を参照してください。



図1 岸公園平面図

4 募集する事業内容

新規出店エリアでの飲食を伴わないサービスを提供する事業者を募集します。

5 事業期間

事業期間は令和7年10月4日（土）から令和8年10月4日（日）までとします。

ただし、参加事業者が社会実験後に実施予定の松江湖畔公園（岸公園）新規出店エリア活用運営事業者募集の公募型プロポーザルに参加する意向を示した場合は、プロポーザル期間終了までの継続運営を市と協議の上、許可します。

6 事業実施に当たっての条件

区分	条件
営業日数 及び時間	①事業期間内において継続的に営業することとし、連続する6か月以上の期間、週2日以上営業すること。 ※ただし特殊な事情は除く（松江市からの営業休止依頼など）。 ②営業時間は朝9時以降、夜9時までの間とし、想定する営業時間を記載すること。 ※隣接する島根県立美術館営業時間については参考として下記記載 <参考：島根県立美術館営業時間・休館日>

	①営業時間 10月～2月（10：00～18：30） 3月～9月（10：00～日没後30分） ②休館日 毎週火曜日及び年末年始（12月28日～1月1日） ※企画展等により変更あり
出店内容	①本社会実験においては、飲食伴う営業は行わないこと。農産物（野菜・果物等）の直売、物販、体験型サービス、文化・観光情報発信等、非飲食分野の出店を対象とする。 ※飲食物の販売を希望する場合は、別途整備している「キッチンカーエリア」での出店（社会実験対象外）をご検討ください。 ②公園利用者が利用しやすく、安全・安心に配慮した運営を行うこと。 ③酒類の提供を希望する場合は、市と協議し、承認を得ること。 ④来客数、利用者数、売上等について、毎月月初めに市に報告すること。
設備等	①電気、給排水設備の接続工事は、出店事業者の負担とすること。 ②店舗や什器、看板類、必要備品等については、出店事業者の責任による設置・持込みとし、予め市と協議し、承認を得ること。 ③持込備品等の修繕は、出店事業者の負担とすること。 ④新たにインフラ施設（水道、電気、ガス、通信等）を整備する場合は、市と協議し、承認を得ること。
特記事項	①各種法令、条例等を遵守すること。 ②防火・安全管理等、施設の運営及び維持管理のために必要な事項については出店事業者の責任において行うこと。不備等がある場合は松江市が改善指示を行う場合がある。 ③出店事業者の過失、管理上の不備において生じた設備等の障害、破損等の補償及び補修費用は、出店事業者の負担とすること。また、その内容及び対応状況を速やかに松江市に報告すること。 ④営業に際して事故が発生したときは、出店事業者の責任において処理するものとし、その際に発生した費用等についても出店事業者の負担とすること。また、その内容及び対応状況を速やかに松江市に報告すること。 ⑤新規出店エリア周辺の廃棄物処理、清掃、防犯対策は出店事業者が行うこと。 ⑥岸公園駐車場の利用については一時的な搬入・搬出に限り、営業時間中の駐車はしないこと。従業員用駐車場は別途契約で確保すること。また、隣接する島根県立美術館の駐車場を利用しないこと。利用者への案内や周知については、出店事業者の責任において適切に行うこと。

	⑦整備工事及びイベント等により、本市から一定期間の営業休止を依頼した場合は了承すること。 ⑧市または関係機関から指示・依頼のあった注意事項については、出店事業業者に説明のうえ通知する。出店事業者はこれに適切に従い、利用者への周知を行うこと。 ⑨利用客、他の出店者とのトラブルについては当事者で解決すること。 ⑩その他上記事項に定めのない事項については、別途協議の上決定すること。
--	---

7 法規制

実施に当たっては、都市公園法、建築基準法、都市計画法、景観法、屋外広告物法各種手続きが必要な関係法令について、遵守すること。

8 設置管理許可/管理許可及び使用料ほか

- (1) 出店事業者は、便益施設（仮設の店舗等）や、その他営業又は事業の実施に供するための構造物・工作物（ステージ、柵、遊具等）を設置する場合、都市公園法第5条第1項の規定により、市の設置管理許可を受ける必要があります。（都市公園法上許可できない事業内容がありますのであらかじめ公園緑地課にお問い合わせください。）
- (2) 設置管理許可に係る使用料は免除します。
- (3) 社会実験期間中の電気代・水道代は市が負担します。
- (4) 敷金、権利金、営業保証金等は要しないこととします。

10 禁止事項

- (1) 政治的または宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業
- (3) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービスの提供
- (4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者の活動
- (6) 上記のほか、公園利用との関連性が低く、市が必要とみなすことができないと判断する行為

11 応募者の資格要件

以下のすべての要件を満たす団体（法人格の有無は問わない）または個人であることを

応募の条件とします。

- (1) 松江市内に本社又は主たる事務所を置いていること。
- (2) 松江市の指名停止を受けていないこと。
- (3) 国税、県税、市町村税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させていないこと。
- (5) 応募者が直営するものであること。

1.2 応募の手続き

応募に当たっては、以下の書類を提出してください。

なお、提出いただきました書類は返却いたしませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

提出書類		様式	提出部数
1	誓約書	様式1	各1部
2	募集申込書	様式2	
3	事業所概要	様式3	
4	企画書	様式4	

(2) 企画書の記載内容について

企画書は、以下の点に留意したものを提出してください。

ア 運営方針

事業の基本的な考え方（コンセプト）を文章、図面、イラスト、写真等により説明してください。

イ 運営計画

運営の内容（サービス内容、営業日の考え方・営業時間・営業カレンダー等）を、文章や図表等により説明してください。

ウ 運営体制

従業員数、衛生・安全管理体制等について、文章や図表等により説明してください。

エ 管理体制

出店区域の管理に関し、管理体制、管理方法、管理の水準などについて、文章や図表等により説明してください。

（記載事項）

清掃、防火、公園利用者・近隣住民に対する配慮、市への報告体制

(3) その他必要書類

提出書類		提出部数
1	定款または寄附行為 (社団にあっては規約等、個人事業主にあっては開業届など)	各 1 部
2	登記事項証明書 (法人の場合。発行後 3 ヶ月以内のものに限る)	
3	身分証明書 (個人事業主の場合。発行後 3 ヶ月以内のものに限る)	
4	営業に必要な許認可等の写し (既に取得済みの場合)	
5	国税、県税、市町村税について滞納 (納期限が到達していないものを除く) がない旨の証明書	

(4) 募集期間

令和 7 年 9 月 2 日 (火) ~ 令和 7 年 10 月 3 日 (金)

なお、応募者多数の場合、事業内容等を鑑みて市で配置や出店時期を調整させていただく場合がございますので、予めご了承ください。また、応募状況に応じて募集期間を延長する場合があります。

(5) 提出方法

持参または郵送、メールで提出してください。

13 応募及びお問い合わせ先

〒690-8540 島根県松江市末次町 86

松江市都市整備部公園緑地課

電 話 : 0852-55-5369

m a i l : kouen@city.matsue.lg.jp